

〔論文〕

韓国における社会的企業の育成政策と展開*

小林 甲一・後藤 健太郎

名古屋学院大学/大学院経済経営研究科博士課程

要 旨

社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）とは、社会的課題の解決のために市場メカニズムを活用する事業組織をいう。これには、非営利活動法人、株式会社、合同会社、中間法人、生活協同組合など営利・非営利を問わず多様な組織形態があり、特に規定されているわけではない。近年、わが国でもこうした社会的企業に注目が集まっているが、アジアのなかでは、韓国が日本に先駆けて2006年12月に「社会的企業育成法」を成立させ、翌2007年7月から施行した。そこで、本稿では、韓国でのヒアリングや事例調査の結果を踏まえ、韓国における社会的企業育成政策の背景、その概要と展開、実施主体である「社会的企業振興院」の業務内容およびその課題について明らかにし、それを通して社会的企業の今後について考察する。

キーワード：社会的企業、韓国、社会的経済、社会起業家、CSR

Upbringing Policy and Development of the Social Enterprise in South Korea

Koichi KOBAYASHI, Kentaro GOTO

Nagoya Gakuin University/Graduate School of Economics and Business Administration

* 本稿は、2015年度名古屋学院大学大学院教育研究振興補助金による研究成果として公表したものである。

発行日 2017年1月31日

目 次

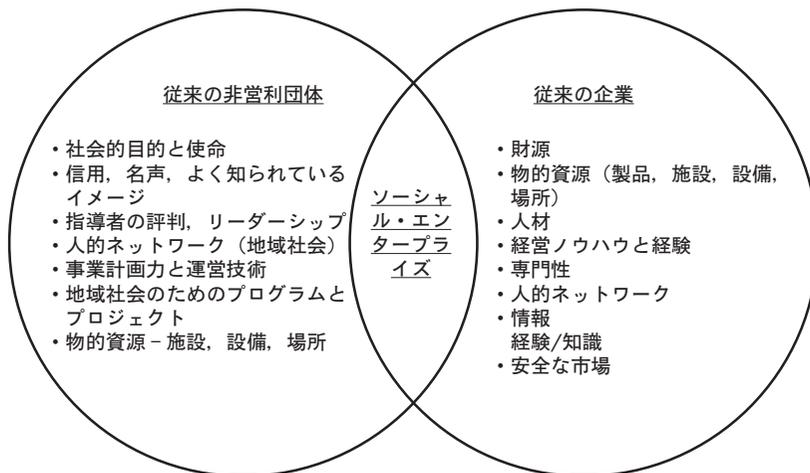
I はじめに
 II 社会的企業の育成に向けた背景と要因
 III 社会的企業育成法の概要と展開
 IV 社会的企業振興院の役割
 V 「認証」社会的企業の現状と課題
 VI おわりに

I はじめに

社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）とは、社会的課題の解決のために市場メカニズムを活用する事業組織をいい、社会的な価値だけでなく、経済的な価値も追求する組織である。一般的には、この社会的企業に求められる要件として「社会性」、「事業性」および「革新性」の3つが上げられる。社会性は、社会的ミッションを持っていること、事業性は、市場メカニズムを活用した事業を展開していること、そして革新性は、社会的課題の解決のために新しい商品やサービスの提供をすること、もしくはそれらを提供する仕組みであるソーシャル・イノベーションを発揮していること、を指す。この社会的企業には、非営利活動法人、株式会社、合同会社、中間法人、生活協同組合など営利・非営利を問わず多様な組織形態があり、特に限定的に定められているわけではない。

イギリスやアメリカなどの欧米諸国では、社会的企業は、社会問題の解決や社会サービスの提供を目的とする市民活動の実践から生まれ、自然なかたちで企業組織へと発展していったケースが多く、すでにあたりまえの存在になっている。他方、日本では、近年、こうした社会的企業に対してさまざまな方面から注目が集まりつつあるが、いわゆるCSRに比べると、十分な理解が浸透しているとはいいがたい。図1のような位置づけも興味深いが、より明確な定義づけも必要

図1 ソーシャル・エンタープライズの位置づけ



出所：（公財）日本障害者リハビリテーション協会情報センター「国際セミナー報告書」、2008年1月

となる。もちろん、そのあり方は、「社会的」というかぎり、それぞれの国が固有に持っている社会性に大きく依存している。今後は、わが国でも、こうした点に配慮しながら社会的企業の位置づけが進んでいくものと思われる。

こうしたなか、韓国が、日本に先駆けて2006年12月に「社会的企業育成法」を成立させ、翌2007年7月から施行した。それは、イタリアの協同組合やイギリスの社会的企業をモデルにして韓国の経済社会システムにそのまま組み込んだものであるが、アジアで初めて法整備の下で育成政策を展開するという点では大きな意義をもっている。そこで、本稿では、韓国でのヒアリングや事例調査の結果を踏まえ、韓国における社会的企業育成政策の背景、その概要と展開、実施主体である「社会的企業振興院」の業務内容およびその課題について明らかにし、それを通して社会的企業の今後について考察する。

II 社会的企業の育成に向けた背景と要因

韓国において、「社会的経済」(ソーシャル・エコノミー)を推進するという旗印のもとで社会的企業育成法が成立した契機は、1997年のIMF危機以降、給与水準の低い非正規社員が増加、経済的格差の拡大や失業者(脆弱階層)の増加という社会問題を一挙に噴出し、とにかくそれらへの対応と社会問題の解決のために、政府が市民活動・事業と連携して取り組もうとしたことにある。そこで、以下では、その背景や要因を探るために、韓国における市民活動の社会的な基盤づくりとIMF危機以降の経済社会状況について明らかにし、そのうえで社会的企業育成法の成立に向けた動きにつなげたい。

1 国家主導の政策から市民事業の社会的基盤づくりへ

社会的企業を貧困などの社会問題の解決を目的とした市民活動・事業と考えると、その経緯は、1960年代の軍事クーデターによって軍事政権が成立したところから始まり、1990年代に本格化する貧民運動にあったと言える。1963年から1993年まで、3代続いた軍事政権(朴正熙, 全斗煥, 盧泰愚)は、国内の財閥企業を優遇した経済成長を最優先としてきたが、それらの軍事政権が押し進めた外資依存・輸出主導の経済開発政策は、工業化や都市化とともに急膨張した都市の貧困層を再び生んだうえ、社会保障制度や労働者に対する権利の確立を後回しにさせた。

こうした貧困層の救済(貧民運動)に1960年代末まで注力したのが、主に「首都圏特殊宣教委員会」などのキリスト教の牧師たちであった。1970年代に入ると「韓国キリスト教学生総連盟」の学生らが合流、しだいに多くの活動家(社会運動家)が、貧民運動に関わるようになったが、1990年代、1人当たりのGDPが4,000ドル超になっても、貧困層の生活環境は依然として劣悪なままであった。

都市の貧困地域の問題解決にとってもっとも重要なのは、安定的な雇用と所得をいかにして確保するかであった。この雇用と所得について自助的な問題解決として生まれたのが、「生産共同体運動」である。貧民運動を手がけてきた宣教師や活動家は、貧しい労働者から中間搾取をなく

す働き方として生産共同体運動を試みた。生産共同体運動は、協同組合方式によるもので、社会的企業育成法の成立にも大きく関係し、法律成立後は、多くの事業体が社会的企業として認証を受けている「自活事業」の流れにもつながっている。

生産共同体は、地域住民の主体性を重んじるものであるが、宣教師や活動家たちの支援は、ときとして依存的な体質をつくり出し、自ら働く意欲をなくしてしまう問題が生じた。また、貧困層の地域住民は、特別な技術があるわけではないので、携わることができる事業内容が限定されており、縫製や建設分野などで事業を手がけたが、専門性も乏しく倫理観の欠如などが原因で、ほんのわずかしか成功しなかった。活動家たちは、このような運動を推進していくことが、貧困層の地域住民を救済し、意識を高めていく方法であると考えていたが、実際には事業として可能な業種が縫製や建設といった単純労働の分野に限定されてしまうことや内容の専門性、自覚の欠如の問題を解決できず、事業体として自立することが非常に困難であった。

1993年に大統領となった金泳三は、軍事政権が打ち出してきた社会経済体制の国を先進資本主義国にしていくためにOECD（経済協力開発機構）への加盟をめざした。国の政策担当者は、1996年に加盟するまでのあいだ、グローバルな視点から自国の社会経済を全体から見渡すことになった。そこで、社会保障の不備や社会サービスの不十分さを目の当たりにした。その期間、政府は貧困層の自立を支援する方法として生産共同体運動に着目し、行政の支援する貧困層の自活支援事業として制度化された。そして、これが活動家の努力が実を結ぶかたちで、1996年に全国5ヵ所に「自活支援センター」が設置され、その後、1999年には20ヵ所にまで増設された。こうした就労支援を政府と市民団体が協力して作り始め、センターの人件費と施設に関する費用が予算化されることになった。

産業の合理化や競争力の強化で、1996年にOECDへの加盟を果たし、先進資本主義国へ仲間入りできたかにみえたが、1997年のIMF危機で転機を迎える。

2 IMF危機による転換期

IMF危機は、朝鮮戦争以来最大の国難と呼ばれ、GDPは1996年の5,183億ドルから1998年の3,130億ドルまで急落し、失業率は1996年の2%台から1999年の8%台まで上昇して過去最高となり、同期間の失業者数は34万人から176万人の5倍以上に増加した。この経済危機のなか、金大中が大統領（1998年～2003年）に就任した。金大中は、IMFからの融資条件を受け入れて労働市場の流動化を進めた。救済する社会保障制度の構築も急務となり、大きな社会改革を迫られた。IMF危機は市民社会にも多大なる影響を与えた。

1998年に宗教界、マスコミメディア、市民団体、経済界が集まり、「失業克服国民委員会」が結成され、募金活動を通じて1,000億ウォンを超える基金を集めた。基金は多くの失業者やその家庭への生活安定のほか、就労の創出・支援にも活用された。大量失業に対応するために大規模な公共勤労事業の開始、市民社会団体への事業委託が進められたが、公共勤労事業は、財政支援によって維持される臨時的な就労だったため、改善策として雇用の連続性が保障される安定的な職場づくりの必要性が強調された。また、EU諸国で活性化した社会的経済および社会的企業に

対する論議に注目するようになった。

一方、1998年3月以降、IMF危機による貧困層の急増で、市民運動組織として1994年に結成されていた「参与連帯」が取り組みの中心となり、韓国の社会保障制度の根底を問い始めた。同年7月には国民基礎生活保障法制定のための国民請願および制定要求大会が開催された。参与連帯は、当初わずか166人の会員で出発し、2000年には1万人を超える大組織になり、市民活動型の運動組織としてはもっとも成功した事例である。

1999年3月には、経済正義実践市民連合や韓国労働組合総連盟等も追隨して、労働、宗教、女性、法曹、貧困団体等の韓国の主要な市民団体を網羅した「国民基礎生活保障法制定推進連帯会議」を結成した。同年8月には、勤労能力を問わず国民の生存権を保障する「国民基礎生活保障法」(2000年施行)が制定された。これは、市民団体が主体となって、市民立法として実現したことは、市民運動の時代を象徴するものであった。この法律には自活支援事業も組み込まれた。1996年に設置された「自活支援センター」は、「国民基礎生活保障法」の施行と同時に「自活後見機関」となり2001年には以前の20カ所から157カ所へと広がりをみせた。

3 社会的企業育成法の成立

盧武鉉政権(2003年～2008年)では、経済成長の上昇にもかかわらず雇用が減少する「雇用のない成長」や、ワーキングプアなどの出現で、「新貧困層」が認知されるようになった。これは、政府や市民社会に対して就労や社会サービスの重要性が再認識する機会になった。そこで、2003年に雇用労働部は、雇用の創出と社会サービスの提供を目的とする「社会的就労(創出)事業」を開始した。この事業は、①人件費の支援をすること、②事業内容は政府主導ではなく民間のNPOが考えること、③社会的課題解決を目的とするが、財政的にも自立度が高い事業を優先すること、④行政や民間企業との連携強化を図る事業を優先することなどが、特徴で上げられる。NPOが就労の主体であり、事業目的が公の社会サービス提供をすることがこの事業の核になった。ただし、雇用を創出したものの、低賃金や社会サービスの提供対象が脆弱者に限られ、政策支持を獲得するための財政基盤を支える中産階級までのサービス提供は財源不足で実施できないという問題も指摘された。

2005年にハンナラ党の議員が国会に法案を提出したことによって、社会的企業に関する法制化の動きが始まった。さらに雇用労働部、保健福祉家族部、企画財政部などの政府機関、社会的企業に関する研究者、社会的雇用創出に関する現場の専門家で構成された「社会的就労タスクフォース」が結成され「脆弱階層」を対象とする社会的企業の法案作成、国会議員、市民団体関係者へ法制化のための根回しが進められていった。そして、2006年12月に「社会的企業育成法」は国会を通過し、2007年7月から施行された。脆弱階層(低所得者、高齢者、障害者、長期の失業者等)を生産的福祉で支援する「社会的企業育成法」はこうして産声を上げたのである。

III 社会的企業育成法の概要と展開

1 社会的企業の認証要件と支援制度

「社会的企業育成法」とは、社会的企業の設立・運営を支援・育成して、社会で十分に供給できない社会サービスを拡充し、新しい雇用創出によって社会統合と国民生活の質の向上に尽くすことであり、「社会的企業」の基準を定めて、「認証」を受けた企業に対する支援を行うことを基本としている。同法において「社会的企業」とは、「脆弱者層」に社会サービスまたは就労を提供し地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨およびサービスの生産・販売などの営業活動を行う企業として同法第7条によって「認証」を受けた事業体と定義されている。そのため、社会的企業の「認証」を受けていない企業については、法律による支援制度を活用することができず、社会的企業やこれに類似した名称を使うこともできない。この「認証」を受けるための要件として次ページの表1のような7つの項目が上げられている。また、「認証」を受けると、主に表2のような支援制度を直接的・間接的に受けることができる。

ただし、支援のような恩恵を受けるなどの優遇措置だけでなく、経営面での制限もある。たとえば、先にみた社会的企業の「認証」要件の1つにあるように、社会的目的のためであっても純利益のすべてを再分配することはできず、3分の2は社会的目的のために再投資しなければならない。ちなみに、これらの義務は公益法人と同じ条件である。また、社会的企業を設立しようとする事業者を「予備的社会的企業」として認証する制度も設けられた。これにより、国としての積極的かつ具体的な取り組み姿勢が明確化された。

2 社会的企業の創成期（第1次基本計画 [2008年～2012年]）

2008年2月に大統領に就任した李明博（政権期間2008年～2013年）は、就任当時は社会的企業について興味を示さなかったが、盧武鉉政権の社会的企業政策を引き継ぎ、マスメディアなどを使い社会的企業を国民向けに大々的にPRをして、市民社会との親和的な関係を築いていった。そのおかげもあり、社会的企業の本数は、少しずつ増加していったが、増加のペースは政府が期待をしていたほどではなかった。同様に、政府が想定していた「3年間の財政支援の後には経営を自立させる」という点でも顕著な結果を見るできなかったため、2010年に法改正を行った。改正内容の要点は、支援の対象範囲を広めたところである。また、従来、社会的企業で働く「脆弱者層」は高齢者や障害者であったが、結婚移民女性や経歴断絶女性なども新たに含まれるようになり、「社会的目的」の要件を拡大し脆弱者層の職場創出以外にも注力するようになった。

さらに、専門的な社会的企業の政策実務を行うために、雇用労働部は、2011年2月に「社会的企業振興院」を設置した。また、全国広域自治体や地方自治体に「社会的企業支援基本計画」の策定を義務づけた。これにより、地方自治体への認証における権限委譲が議論されるなど、社会的企業育成政策の波及が図られた。雇用労働部の社会的企業支援政策の予算はしだいに拡大して、2011年度には1,600億ウォンを超えるまでになった。第1次社会的企業育成基本計画の主な成果としては、人件費を中心にしてさまざまな支援策によって、社会的企業の本数の増加にともなう職

表1 社会的企業の「認証」要件

項 目	内 容
①組織形態の決定	民法上の法人，組合，商法上の会社または非営利民間団体などの大統領令が定める組織形態を満たしていること。
②有給勤労者の雇用	従業員を雇用して財サービスの生産販売などの活動をさせること。
③社会的目的性	主たる目的が，脆弱者層に就労または社会サービスを提供して生活の質を向上させるなど，社会的目的の実現にあたること。
④意思決定の構造	民主的な意思の決定として，サービスを受ける者や勤労者などの利害関係者が参加する意思決定構造を整備すること。
⑤営業活動を通じた収入基準	営業活動による収益が，大統領令の定める基準値（全体労務費の30%）以上であること。
⑥定款，規約などの整備	同法第9条による定款や規約などを整備すること。
⑦社会的目的のための再投資	純利益の3分の2以上を社会的目的のために再投資すること。

出所：社会的企業育成法の文献などを参照し筆者が作成

表2 「認証」社会的企業の支援制度

項 目	優 遇 内 容
①人件費の補助	支援期間は最長3年間で，政府・地方自治体の財源をもとに地方自治体から支給される。支給金額は，社会的企業1件あたりの上限の定めはない。毎年，予算総額は異なる。
②専門の人材のための人件費の補助	経営能力を強化するために専門の人材を雇用する際に3人（有給職員50人未満の場合は2人）を限度とし最長3年間の支援を受けることができる。ただし，ほかに同様な支援を受けていないことが条件。
③社会保険料の支援	2010年度より支援が開始された。最長5年で，事業者負担分の社会保険料を雇用者全員分支援する。
④事業開発費の支援	2010年度からの資金的支援で雇用労働部と地方自治体が共同でファンド組成して，研究開発，広報，商品開発などの支援を行う。
⑤融資事業や投資事業への財政的支援	美少（ミソ）金融財団などの福祉事業者と中小企業庁の政策資金または地域信用保証財団を通じて貸し出しを行っている。
⑥税制の支援	認証後，課税が開始して5年間は，法人税と所得税が50%減免される。
⑦優先購買の支援	第12条により認証社会的企業の製品を地方自治体などの公共機関に優先的に購入させる制度である。社会的企業の製品やサービスを優先的に購入することにより，優先購買の実績を判断材料に雇用労働部から地方自治体に対する社会的企業振興支援の助成額が決定される。
⑧経営コンサルティングの支援	社会的企業からの申請により，労務や会見に関する専門的なコンサルタントに必要な経費を一部負担している。
⑨ネットワーク構築の支援	競争力の弱い社会的企業の活動を円滑化するため，大手民間企業や地域における自治組織などと社会的企業のネットワーク化を促進する。
⑩新たなビジネスモデル発掘	社会的企業の支援機関が全国の地方自治体にあり，地域に合った新たなビジネスモデルを実践している事業者を発掘する。

出所：社会的企業育成法などの文献を参照し筆者が作成

場の提供にともない、雇用者数が大幅に増加したことが上げられる。また、社会的企業振興院が設立されたことにより、社会起業家への支援が手厚くなったことで、設立や運営支援の促進がなされた。

3 社会的企業の発展期（第2次基本計画 [2013年～2017年]）

2012年12月に第2次社会的企業育成基本計画が公表された。政府は、第1次社会的企業育成基本計画を次のように振り返っている。つまり、社会的企業と雇用者数の大幅な増加やさまざまな支援体系が整ったこと、民間における自発的支援（CSRなど）も拡大するといった成果はみられたものの、いくつかの問題点も浮き彫りになった。それには、①人件費支援の依存度が高い、②事業形態が仕事提供型に集中、③支援機関の専門性の不足（現場のニーズに合致しない）、④政府の政策主導に偏ってしまい、民間などによるさまざまな資源の連携や活用の不足、などがある。

そこで、第2次社会的企業育成基本計画では、経営の質の改善を図るなどの目標を掲げ、社会的企業の持続可能性を高め、価値を拡散させることに重点がおかれた。そのために、社会的企業を3,000まで増やす計画に向けて、社会的企業の自立強化（販路開拓の支援）、人件費の支援方式の改善（雇用の質などの基準により支援額や支援期間に差をつける）、資金および投資支援の拡大（社会投資ファンド）、公共による優先購買（倫理消費）の拡大などの支援を多様化することで、それぞれのニーズに合った方向に向けて経営改善が促進されるような支援体系に改編するという方針も打ち出された。また、2015年には脆弱者層の雇用の持続性を高めるため、3年以上の雇用をした場合には追加の人件費を補助するというようなインセンティブを付与することも行われた。こうした取り組みを見ると、韓国政府が、この第2次基本計画の期間を通して社会的企業がさらにさまざまな分野や事業に拡張し、成長できるよう牽引していることは確かである。

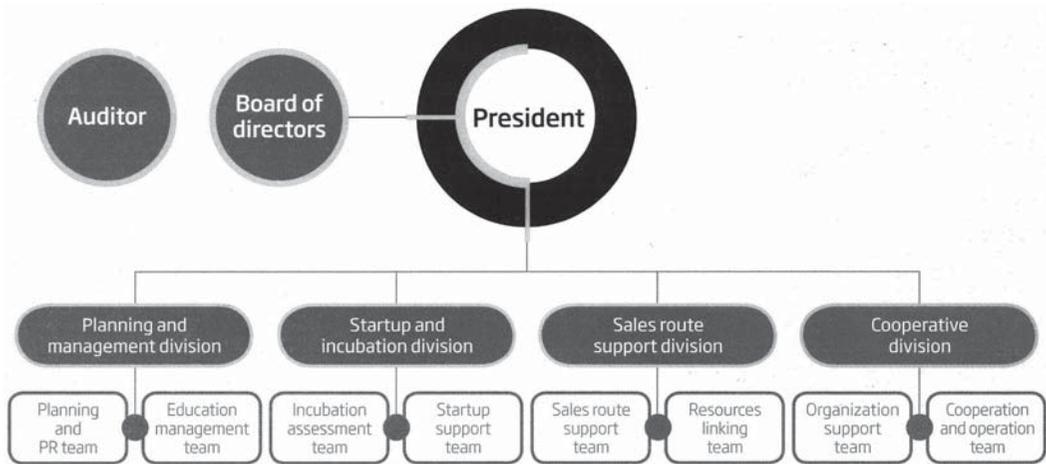
IV 社会的企業振興院の役割

1 社会的企業振興院の概要と業務内容

社会的企業振興院は、2011年2月に設置された雇用労働部所管の政府直轄機関（国が100%出資）であり、社会的企業育成法にもとづき、縦割りの行政区分を超えて社会的企業と行政との連絡調整と中間組織の支援を総合的に行う組織である。この組織は、次ページの図2のとおり①経営・企画事業部、②起業・企業支援事業部、③ルート販売支援事業部、④協同組合事業部の4つのセクションと8つのチームで構成されている。

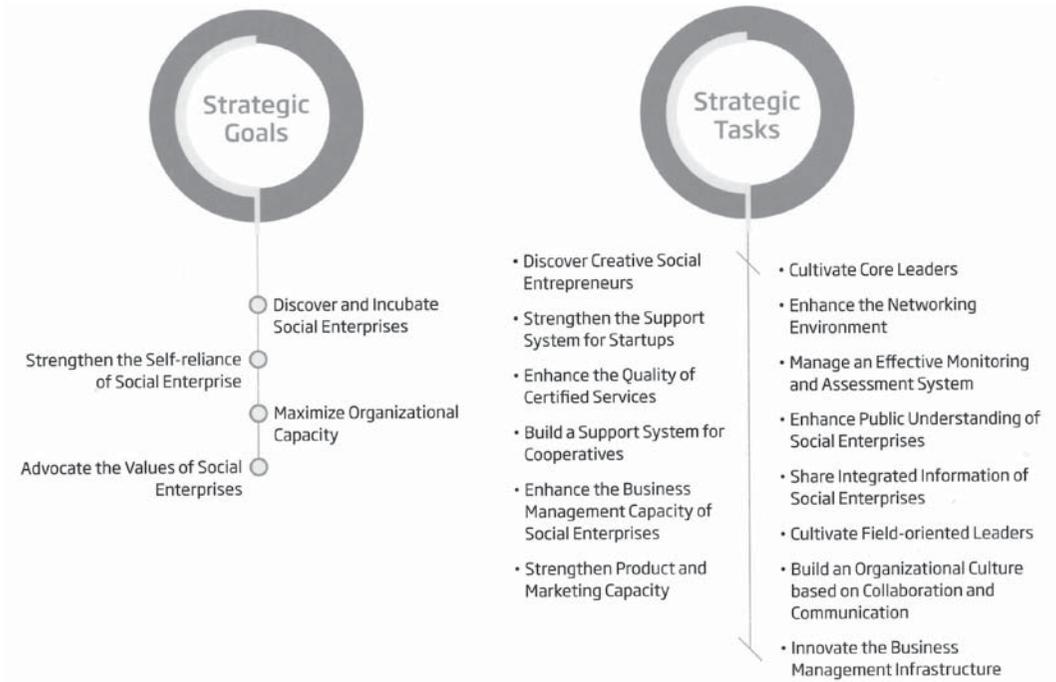
社会的企業振興院は、社会的企業育成法において主に①現場の社会的企業と行政との調整をすること、ならびに②中間支援組織を側面から支援することの2つを行うことと規定されている。その業務内容としては、図3からもわかるように①社会起業家・社会的企業の養成と社会的企業モデルの発掘および事業化の支援、②社会的企業のモニタリングおよび評価、③業種、地域および全国単位での社会的企業ネットワークの構築と運営の支援、④社会的企業のインターネットサイトおよび統合情報システムの構築と運営の支援、⑤その他、社会的企業育成法または他の法令

図2 社会的企業振興院の組織構造



出所：社会的企業振興院「組織概要」, 2014年度版

図3 社会的企業振興院の戦略目標と業務



出所：社会的企業振興院「組織概要」, 2014年度版

などによる委託された社会的企業と関連する事業、などがある。

また、雇用労働部からの社会的企業振興院に対する委託業務として、①社会的企業の活動に関する実態調査、②社会的企業の認証に関する業務、③社会的企業の設立、運営に必要な専門人材の育成や社会的企業に勤める従業員の能力向上のための教育訓練、などもある。加えて、社会的企業の「認証」プロセスにおいて、雇用支援センターなどが行っていた窓口業務も社会的企業振興院が一括して担当することとなった。

2 社会的企業振興院におけるヒアリング調査の結果

社会的企業振興院の企画管理本部長チェ・ヒョックジン氏にお会いし、社会的企業育成法の経緯や社会的企業の現状、および今後の振興策の方向性などについて聞き取りを行うことができた。以下では、その要点についてまとめておきたい。

- 1) 社会的企業育成法が成立した背景として、金融危機・景気低迷・大量失業などがあり、国民のあいだでは、独裁政権に対する反発とともに生活密着型のボランティアや市民事業によって社会を変えることができるという意識が高まり、それを契機に新しい取り組みが始まり、政府の問題意識も高まっていった。
- 2) 政治的判断としては、右派の政党からは、社会的企業が活性化されれば、国家予算の福祉に関する財政に大きく寄与し、財政の圧迫を軽減することが可能になるという期待が寄せられ、左派の政党からは、社会的企業が共同体や連帯意識を強化させることにより、市民意識を強化するという期待が寄せられた。両党ともに穏健派が社会的企業育成法を支持し、各政党に市民運動家の経験者を入れている。これには、市民運動に好意的である政治家が重要な役割を果たしている。
- 3) また、成立までにあたり、政府は、次のような問題意識を抱えていた。①持続可能な雇用対策、②少子高齢化への対策、③景気が回復しても雇用の創出が困難である、④高齢化にともなう福祉の需要と雇用を創出する組織が、非営利活動法人または公益法人である、⑤市民社会活動家は経済的に余裕がないため、個人の財源ではリスク負担が大きい。
- 4) そこで、専門家たちは、政府支援の下でヨーロッパの社会的企業の経験やモデルを学んだ。まず、イタリアの協同組合法（ソーシャル・エコノミー）を手本にした。また、人的資源の管理についてはイギリスのモデルから多くを学んだ。社会的企業育成法には、イタリアとイギリスの事例がモデルとして明記されている。
- 5) その後、金融制度による支援が行われ、社会的企業のインフラと認識は高くなってきた。業界によっては、売上高が10億ウォン以上で、3年間の人件費の支援がなくなっても88%が存続し自立できるようになり、営利企業については、創業3年後に40%台半ば程度が生存している。結果として、政府の支援は社会的企業の自立を阻害したのではなく、創業段階のリスクを軽減するのに役立つのである。さらに法律の整備により、社会的企業の社会的地位が明確に確立したものとなった。

以上の聞き取り調査から、韓国の社会的企業育成法が、自国の社会的特質や社会問題の特性がありながらも、明確にイタリアとイギリスをモデルに構想されたという点と、社会的企業の存続状況を重要な要因として社会的企業育成法の意義や価値が評価されているという点の2つが重要だと考えられる。

V 「認証」社会的企業の現状と課題

1 社会的企業の展開と「認証」社会的企業

社会的企業育成法の施行以前には、「社会的企業」と呼ばれる社会性と事業性の両面を有する組織は世間から認識されにくかったが、少なくともその立法化によって社会的にも一定の認識がもたれるようになり、さらに、育成法によって認証制度ができたことにより、社会的企業は、国が認める存在となったのである。

2014年における「認証」社会的企業の状況は以下の図4～9のとおりであり、これらは、すべて社会的企業振興院「組織概要」(2014年度版)から取り出したものである。2007年の社会的企業育成法施行から2014年までの(新規)認証件数の推移は図4のとおりであり、2014年12月までの総数は1,345件であった。2014年12月時点では1,186件の社会的企業が運営されていることになっており、この両者の差159件は、この間に制度支援の期限切れや経営困難などで事業が継続できなかった企業の数だと考えられる。

次ページの図5は、韓国全土における「認証」社会的企業の地域別分布図である。育成法による制度支援の後押しがあるなかで、先にもふれたように、全国の地方自治体が育成・支援計画を策定して取り組んでおり、そのためあって、ソウルや釜山などの大都市およびその周辺の都市圏だけでなく全国の地域に広がっている。

図6は、社会的企業がそれぞれ以前はどのような組織あるいは事業体であったか、すなわちどのようなプロセスを経て社会的企業になったかというその設立経路を示したものである。それによると、予備社会的企業が34.6%を占めている。続いて、自活企業が8.8%、障害者作業場が6.5%、その他(社会的雇用など)が45.6%となっている。

図4 社会的企業の認証件数の推移



図5 「認証」社会的企業の地域分布図

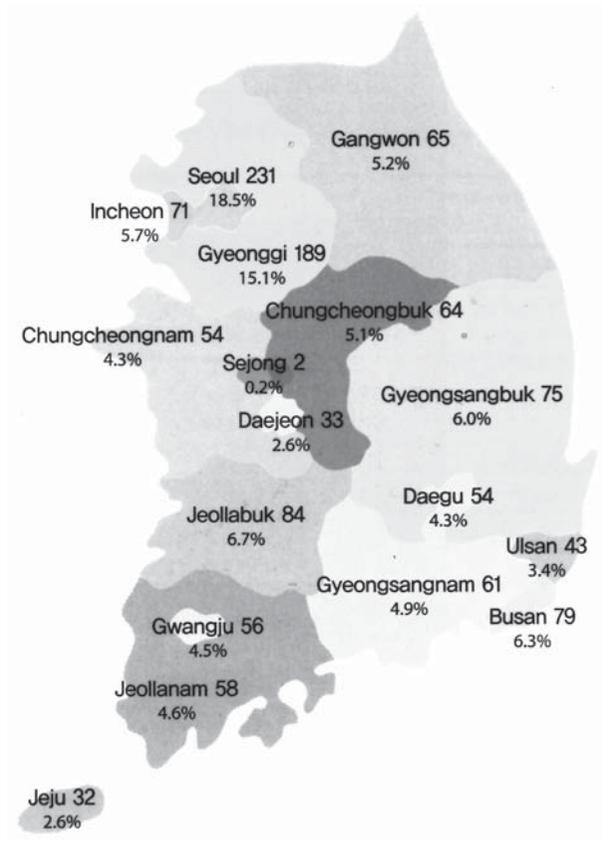


図6 設立経路

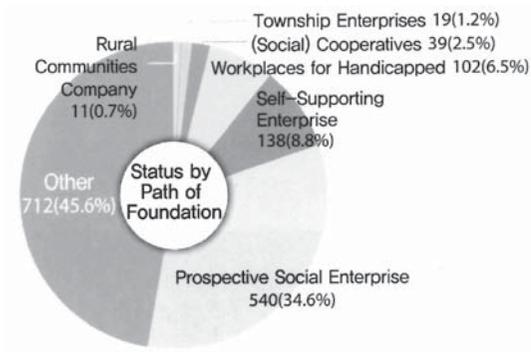


図7 組織形態



図8 社会的役割（目的実現）

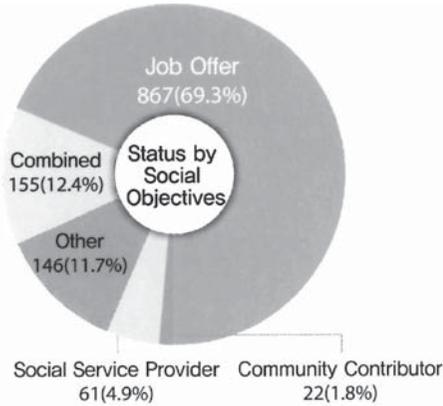
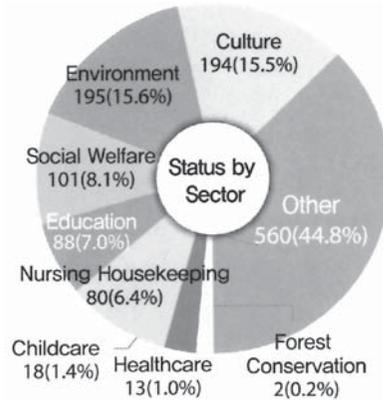


図9 提供サービス・活動分野



前ページの図7は、社会的企業における組織形態の分布を示したものである。それによると、「商法上の会社」、つまり一般的な企業が54.1%を占めており、ついで「民法上の法人」が19.3%、「非営利・非政府組織」が9.0%、「社会福祉法人」が8.0%となっている。

図8は、社会的企業が掲げている社会的ミッション、つまり社会や政府の側からみればそれに期待されている社会的役割・目的実現の分布を示したものである。それによると、「雇用創出」が69.3%と全体の3分の2以上を占めており、ついで「混合型」が12.4%、「その他」が11.7%、「社会サービス提供」が4.9%、「地域貢献」が1.8%となっている。また、図9は、社会的企業の提供サービス・活動分野の分布状況を示したものであり、「環境」が15.6%、「文化・芸術」が15.5%、「社会福祉」が8.1%、「教育」が7.0%、「介護・家事」が6.4%、「子育て支援」が1.4%、「保健医療」が1.0%、「森林保全」が0.2%であり、「その他」が44.8%となっている。提供されるサービスも視野に入れて図8のような社会的ミッションに着目すると、韓国の社会的企業には、①雇用創出型、②社会サービス提供型、③地域貢献型、④混合型（①と②・③の混合）および⑤その他という5つの類型があると考えられる。現状では、社会的企業育成法成立の経緯からして①雇用創出型の占める割合がきわめて大きい。提供サービスや活動分野の多様性から考えると、今後は④混合型を中心に①雇用創出型から離れていく社会的企業が増えてくるにちがいない。

2 事例研究：Traveler's MAP（旅行業）

Traveler's MAP社は、2008年に創業し、2010年1月に社会的企業の認証を受けた、旅行業分野としては最初の「認証」社会的企業である。その社会的使命は、ツアー旅行を通じて地域社会の持続可能な発展を創造していくことであり、そのために①地域には最善の貢献を一地域の特性を活かす旅行、②旅行者には最高のチャンスを一地元文化や地元の人と一緒に旅行する、③自然には最小限の影響を一環境に配慮して旅行するという3つの事業方針を掲げている。会社の所在地は、ソウル市が保有する旧消防署の建物であり、インキュベーション施設（13社が入居）としてソウル市から無償で貸与されている。組織形態は、スピーディーな決断が可能であるという理

由から株式会社が選択されている。実績としては、国内旅行：約100商品、海外旅行：約50商品を販売し、年商30億ウォンで収支はほぼ均衡状態である。ただし、2014年はセウォル号事件の影響によって赤字となった。営業面では、50%口コミと50%リピーター（どちらもネットを含む）の顧客で保たれている。従業員数は27名で、2014年には新たに4名を採用したようだ。

同社のビョン・ヒョンソク代表から直接お話を聞く機会を得た。まず、同社設立のきっかけについて伺ったところ、「1980年代の若者（同代表）が当時の学生運動のなかで描いた社会変革の思想はあまりに暴力的であった。これでは社会を変えることはできないと思い、なにか他にも方法があるのではと……。それで〈ハジャ（やるぞ！）センター〉で子どもの未来に関わることを思いつき、不登校や学校教育になじまない子どもに対してやりたいことがやれて学ぶことのできる環境をつくることに力を注いだ。しかし、学ぶことはできても現実的に暮らしが立ち行かないことに気づき、そこで、そうした子どもたちが高校卒業後に仕事ができる場を提供するために旅行業を立ち上げることを選択した。旅行業にしたのは、それに携わることで教育的により作用が多くあると考えたからである」ということであった。まさに典型的な社会的企業であるという印象を強くもった。

そのため、Traveler's MAP社では、社会的ミッションに適合したツアー旅行が商品として提供されており、特にフェアトレードを学ぶツアーやグリーンツーリズムなどに力を入れている。また、現地で自分たちのやりたいツアー旅行を実施するために、韓国以外のネパールやカンボジアにも現地法人を設立して積極的な海外展開も行っている。MAPカンボジアを設立して約3年が経過した。そこには計3,000万ウォンを投資したが、現地で得た利益は現地に再投資した。提供する商品に対する顧客満足度は非常に高く、年間の売上高は3億ウォンに達している。このカンボジアでの事業展開について、ビョン・ヒョンソク代表が、「これらの事業は、CSR（企業の社会的責任）としてだけではなく、CSV（共通価値の創造）へのパラダイムシフトが必要だと考えて実践してきたことである」と語っていたのが印象的であった。

ビョン・ヒョンソク代表の社会的課題解決の想いは、学生の頃から始まり、現在、営んでいる旅行業の抱えるさまざまな社会問題にも真摯に向き合い、商品の作り手（企業側）と買い手（顧客）の両者が共有する問題意識に対して、バランスのとれた商品売買を行っている。企業側の勝手な思い込みだけではなく、顧客にも問題意識がなければ理解を得ることができず、商品の売れ行きは遅かれ早かれ困難になるにちがいない。社会的企業の経営（社会的課題解決）は、社会的なニーズの面と社会的な提供の面がうまく合致しなければ成立しないのであり、持続可能な事業にも発展しないのである。

VI おわりに

韓国の社会的企業について考えるうえで大切なことは、その育成法制定のもっとも重要な契機が社会における格差の拡大や貧困・失業者問題（失業者対策など）にあったという点である。それは、貧民運動から市民事業を通じ、社会的企業へと展開してきた。また、この育成法の成立と

それにもとづく振興策を通して、社会的企業がそのような発展を遂げ、韓国において社会的地位の確立をみたということも明らかである。やはり社会的企業を知るには、その国の歴史や生活の実態に即して理解することが肝要である。

韓国では、社会的企業は現在でも成長期の最中にある。しかし、第2次社会的企業育成計画(2013年～2017年)における「認証」社会的企業の設立目標が3,000件であるのに対して、2014年12月時点で1,186件しか設立できていないのが実状である。社会的企業は思ったほど増えない大きな要因の1つに社会的起業家の養成が進まないことがあるようだ。今後、いかにして社会的起業家を発掘・養成して社会的企業の起業へとつなげていくか、韓国においても課題は山積みのようなのだ。いずれにしても、ただ手を上げるのを待っているだけではなく、社会的ミッションとビジネスをうまく調和させながらモチベーションを高めることができる新たな社会の将来ビジョンを多くの人びとが提示できるような環境を整備していくことが、社会的企業を育成し、それを持続可能な事業体へと成長させる社会的なコツではないだろうか。また、社会的企業の持続可能性を確保するためには、育成法や支援制度、ならびに振興策ではカバーしきれないような事案も含め、政府からの支援だけでなく、政府以外で中間支援の役割を果たすことができるような機関の創出やそうした役割を担うことのできる大企業のCSR事業が必要になってくると思われる。

いちおう2017年で第2次育成計画が終わるため、2018年以降の第3次育成基本計画の策定に向けて新たなプランニングや支援制度の改定に関する検討が進んでいるようだ。社会的企業に関心を持つかぎり、まだ韓国の動向から目を離すことはできない。今後も、日本における社会的企業の育成に対する政策提言を視野に入れながら、引き続き、韓国における社会的企業の動向や社会に与える影響に関する研究を進めていきたい。

謝辞

本稿の作成にあたり、現地調査では、次の方々に大変お世話になった。①社会的企業振興院 Choi HyuckJin (チェ・ヒョックジン企画管理本部長) 氏 ②Traveler's MAP Founder & CEO Pyun Hyungseok (ピョン・ヒョンソク代表) 氏 ③現地コーディネーター：姜泰鉉氏と通訳：白美珍氏。ここに記して感謝申し上げたい。もちろん、本文中の誤りについてはすべて筆者の責に帰するものである。

参考文献

- 五石敬路「韓国の社会的企業の動向」社会的就労研究会、2015年3月
小関隆志「社会的企業研究会 韓国社会的経済調査報告」、2015年12月
駒崎ナエコ・小倉綾乃「韓国における社会的企業の展開—背景、事例、課題—」損保ジャパン総研、2013年9月Vol. 63
加藤知愛「社会的企業による雇用創造に関する研究—韓国の社会的企業育成政策を事例に—」国際広報メディア

ア・観光ジャーナル, 2013年3月

韓国社会的企業振興院「組織概要」ver. 2014

桔川純子「韓国市民運動の新しい展開 社会的企業育成法成立の背景」大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報, 2010年

山本隆『社会的企業論 もうひとつの経済』法律文化社, 2014年

羅一慶『ソーシャルビジネスの政策と実践 韓国における社会的企業の挑戦』法律文化社, 2015年4月

姜美羅・落合俊郎「韓国の社会的企業の現状と課題」特別支援教育実践センター研究紀要, 第9号, 39-50, 2011

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）「社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査報告書」<http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/syakaiteki-kaigai.pdf>, 2011年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成21年度地域経済産業活性化対策調査（ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業）報告書」http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/nipponsaikoh/h21fysbhoukokusyo.pdf, 2010年2月